

No. 1874

2020・4・11

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

ドキュメント4・7

無念…。だけどこんなこと初めて!

高田事務所前で受付。1人ずつ中で預かり、その後、代表者が税務署へ提出。



高田編



1人ずつ預かり、支部ごとに集計。代表者が税務署へ提出。

三次編

各支部ごとに民商ごとに民商事務所に集

新型コロナウイルスの影響により延期になっていた重税反対全国統一行動でしたが、さらに状況が悪化し、すべての会場等が使用できなくなり、三次民商設立以来、初めての集会中止となりました。そのため4月7日は、各支部ごとに民商事務所に確定申告書を持参して、代表者が税務署へ提出しました。

◎新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者による各種支払い猶予

【社会保険料(厚生年金保険料等)】

- 1、**換価の猶予**:一定の要件に該当すれば、納付期限から6カ月以内に年金事務所に申請
- 2、**納付の猶予**:事業について著しい損失を受けたことなどの理由が該当する場合に、管轄の年金事務所を経由して地方局長へ申請

【すべての税金】

納税の猶予の特例の法案

新たに出された法案で、今国会で成立するかもしれません。

法人税や消費税、所得税、固定資産税などすべての税金が対象です。

積極的に活用するよう準備をしましょう。

《現行制度》

- 一定の期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。
- 原則として、担保の提供が必要。
- 延滞税は軽減(年1.6%)

《特例》

- 2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月)において、収入が減少。
※前年同期比概ね20%以上
- 担保は不要。
- 延滞税は免除。

【このような状況の下、様々な詐欺も横行しています。気をつけましょう!】

例:「新型コロナ特別貸与が、混み合わずに審査できる書類の作成を承る。至急、連絡を」

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

マスクあります！

ウィルスを99.9999%防ぐ！【日中韓特許取得済】

信頼できる日本製高性能マスク！

値段 2,000枚入りセット
240,000円(税別)
〈1枚当たり120円〉

※仲間同士での共同購入も可

お問い合わせは

三次市十日市中1-4-28

高野 博毅 TEL (0824) 62-3672 090-6406-7341

詳細資料は民商事務所にも置いています。



4月支払い分の料率

★雇用保険料率(現行と変わらず)

	労働者負担①	事業主負担②	①+②雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

無料法律相談

4月27日(月)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

★健康保険料、介護保険料の料率

広島支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。

給与・賞与の	健康保険料率	給与・賞与の
10.00%	➡	10.01%
令和2年2月分(3月納付分)まで		令和2年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の	介護保険料率	給与・賞与の
1.73%	➡	1.79%
令和2年2月分(3月納付分)まで		令和2年3月分(4月納付分)から

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654